

第 17 回北方領土問題対策協会分科会議事録

1. 日 時 : 平成 21 年 7 月 17 日 (金) 16:00~18:16
2. 場 所 : 北方領土問題対策協会会議室
3. 出席委員 : 上野分科会長、渡邊分科会長代理、大隈委員、石川委員
4. 議事次第 :
 - (1) 開 会
 - (2) 平成 20 年度業務実績について
 - (3) 平成 20 事業年度財務諸表等について
 - (4) 整理合理化計画等への対応について
 - (5) 今後の進め方
 - (6) 閉 会

○大塚参事官 ほぼ定刻でございます。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。御出席予定の先生方全員おそろいということで、内閣府独立行政法人評価委員会令第 6 条の定足数の要件も満たしておりますので、ただいまから第 17 回「北方領土問題対策協会分科会」を開催させていただきます。

私は、当分科会の事務局であります内閣府北方対策本部の参事官を、14 日付で拝命いたしました大塚と申します。改めましてよろしくどうぞお願い申し上げます。

それでは、今回は委員の先生方の改選がございましたので、既にお知らせいたしておりましたとおり、初めに分科会長の互選を行い、その後は、分科会長によりましてこの進行をお願いいたしたく考えておりますが、その間、私の方で議事進行を暫定的に務めさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

まず、当分科会の上野委員、渡邊委員、小町谷委員におかれましては、去る 6 月 27 日付をもちまして任期が満了となっております。このうち上野委員、渡邊委員におかれましては、引き続き御就任をいただくことになりました。その旨を御報告いたしますとともに、改めましてよろしくどうぞお願いを申し上げます。

小町谷委員におかれましては、今回の任期をもちまして御退任ということになりまして、新たに実践女子大学人間社会学部の石川恵子准教授に、この内閣府の独立行政法人評価委員会、そして、当分科会委員として御就任をいただきました。

石川委員、一言ごあいさつをよろしくお願いいたします。

○石川委員 実践女子大学の石川でございます。専門の研究は会計監査を勉強させていただいております。よろしく願いいたします。

○大塚参事官 ありがとうございます。

それでは、早速でございますが、分科会長の互選に入らせていただきたいと存じます。内閣府の評価委員会令第5条第3項に基づきまして、分科会委員の皆様との互選という形で分科会長をお決めいただくことになっております。互選につきまして何か御提案がございましたらよろしく願いいたします。

渡邊先生、お願いいたします。

○渡邊委員 これまでの実績と経験から、やはり上野先生に引き続き会長をやっていただけたらいいかなと思います。

○大塚参事官 今、渡邊先生から御提案がございましたが、いかがでございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○大塚参事官 それでは、上野委員に当分科会長に御就任をいただきたいと存じます。改めましてよろしく願い申し上げます。

それでは、ここから議事進行を上野分科会長によりお願い申し上げます。

○上野分科会長 今、御推薦をいただきまして、確かに長くは務めておりましたので、経験はあるということにはなるのですが、それに見合った実績があるかどうかはわかりません。しかしそれはともかく、不行き届きの点もあるかと思いますが、よろしく願いしたいと思います。委員の皆様方の御協力があるということですので、今後とも御協力よろしく願いいたします。

それでは、独立行政法人評価委員会の第5条第5項に基づきまして、私の方から分科会長の代理を指名させていただきたいと思います。やはりこれまでどおり分科会長代理を渡邊先生にお引受け願いたいと思いますので、よろしく願いいたします。よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○上野分科会長 異議なしのようですので、渡邊委員に分科会長代理をお願いいたします。

それでは、早速議事に入らせていただきたいと思います。まず最初に業務実績評価のもとになります、平成20年度の業務実績報告と財務諸表等について、北対協の方から説明をお願いしたいと思います。

続きまして、独立行政法人整理合理化計画への対応状況につきまして、御報告をお願いいたします。

最後になりますが、評価の流れと今後の詳細について、事務局の方から御説明をお願いいたします。

今回は石川先生が初めてということでございますので、議事に入ります前に、独立行政法人北方領土問題対策協会の間瀬理事長よりごあいさつ、それから、今年度の北対協の状況と言いますか、特に最近いろいろ例の北特法等々もございまして、いわゆる北方4島交流もいろいろ難しい状況になっておるかと思うのですが、その辺も含めまして簡単に状況をお話いただければと思います。

その後、同席しております職員の方々の紹介もお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○間瀬理事長 理事長の間瀬でございます。日ごろは当協会の管理運営に大変御指導を賜りまして、深く感謝を申し上げます。

当協会を取り巻く環境ということでございますが、何と言いましても一番大きな要因は、北方4島を不法占拠しているロシアの動きとなるわけでございますけれども、現在ロシアは世界同時不況の影響によりまして、自国の経済危機と石油、天然ガスの価格暴落によりまして、エネルギー依存からハイテク重視へと、産業の構造転換が急務になっているわけでございます。しかしながら昨年のグルジア侵攻等によりまして、欧米各国との関係が悪化しているところから、我が国の協力を、言葉は悪いんですが、のどから手が出るほど欲しがっているというのが現状であると認識しております。

そのために、今年5月にプーチン首相が来日をいたしました際、7月のイタリアサミットの機会に設定される両国の首脳会議で、領土問題が真剣に話し合われるだろうという発言になったものと思いますが、先ほど上野先生からもございましたように、7月3日に成立をいたしました北方領土問題等解決促進特別措置法、いわゆる北特法と言っておりますが、ここに北方4島は我が国固有の領土であると明記したことにロシア側が反発をいたしまして、私も参加をいたしました7月6日の根室発のビザなし交流事業において、択捉島が受入れを一時拒否するという状態が生じました。また、7月9日の日露首脳会談でも、具体的な提案がなされないで終わってしまったという状況でございます。

しかしながら、我が国の経済協力を必要としているというロシアのお家事情は全く変わっておりませんので、8月末に予定をされている衆議院議員選挙後に、領土問題の話し合いが進展する可能性があるのではないかとということで、期待しているところでございます。

他方、国内的には後継船舶の企画提案書及び入札の提出期限が7月 29

日で、いよいよ間近になってまいりました。また、先ほども触れました北特法の成立によりまして、国は北方領土問題等の解決の促進に関する責務を明らかにするとともに、北方領土問題等の解決の促進に関する体制整備を着々と進めてきているところでございます。当協会といたしましては、今こそほかの返還要求運動団体とスクラムを組んで、国民世論を大きく盛り上げ、政府の外交交渉をしっかりと後押しすることに邁進したいということで、気持ちを引き締めているところでございます。

分科会の委員の先生方におかれまして、当協会の活動に倍旧の御理解、御支援を賜りますようお願いいたしまして、私のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、北方領土問題対策協会のスタッフを御紹介させていただきます。

札幌に常駐しております楊井専務理事でございます。

東京に常駐しております山田監事でございます。

札幌に常駐しております太田監事でございます。

事務局長の岩崎でございます。東京におります。

札幌の畠平上席専門官でございます。やはり札幌に常駐しております。

○上野分科会長 ありがとうございます。

それでは、議事次第に沿って進行していきたいと思っております。まず、事務局より資料について御説明をお願いしたいと思います。

○金原係長 お手元の資料を御確認ください。

資料1 「内閣府独立行政法人評価委員会構成図」。

資料2 「平成20年度業務実績報告書」の事業報告書でございます。

資料3は3月の評価委員会の分科会で決定いただきました項目別評価表です。

資料4は同じく3月の分科会で決定いただきました総合評価表です。

資料5は北対協の「平成20年度財務諸表」。

資料6は一般業務勘定の財務諸表の概要。

資料7は貸付業務勘定の財務諸表の概要。

資料8 「予算、収支計画及び資金計画」。

資料9は項目別評価表と総合評価表への評価記入依頼でございます。

資料10は独立行政法人整理合理化計画への対応状況。

資料11 「平成20年度における調達について」。

資料12 「保有資産の見直しについて」。

資料13 「給与水準の適正化等について」。

次に参考資料について申し上げます。これらの資料の一部には評価委員

の皆様には評価を行っていただくに当たって、どのような点に留意していただくべきかという点についても記載されておりますので、それらのうち主な点を指摘しながら御説明を申し上げます。

参考1「独立行政法人北方領土問題対策協会の各事業年度の業務の実績に関する評価基準」。これは3月の分科会で決定いただいたものです。

参考2「独立行政法人整理合理化計画」。この計画につきましては、後ほど北対協より計画に基づいた合理化がどの程度進捗しているかの説明がある予定です。また、同計画には評価委員会の評価についても方針が示されております。例えば7ページ「⑥事後評価の在り方」がございますが、このイにつきまして評価委員会は関連法人を有する独立行政法人について、関連法人に関する情報も含めて評価を実施するということが書かれております。これにおきまして今回の分科会におきましては、北対協より関連法人である千島歯舞諸島居住者連盟に関する情報も含めて御説明をする予定でございます。

参考3は総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会から出されている、平成19年度の内閣府の独立行政法人の評価の結果についての意見です。これは内閣府の独立行政法人評価委員会が行った評価について、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会が意見を述べたものでございます。

北対協に関するものについては、紙を3枚ほどめくっていただきますと「独立行政法人北方領土問題対策協会」と括弧でくくった部分がありますが、そこでコンプライアンス体制の整備状況について、評価で言及していただきたいというコメントがございますので、評価の際には御留意いただきますようお願いいたします。

参考4は参考3と趣旨が似ておりますが、契約の適正化に係るものです。これについても北対協の説明と評価の際に御留意いただければと存じます。

参考5は総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会が、各府省の独立行政法人評価委員会が行う評価の結果について、どのような観点から二次評価を行うかまとめたものです。参考5-1は二次評価の視点、参考5-2は具体的な取組みをまとめたものです。内閣府の評価委員会で行った評価がその後、どのような観点から二次評価されるかについての資料ですので、評価の際に御参考くだされば幸いです。

参考6及び参考7は、先ほど北対協の関連法人と御紹介いたしました千島歯舞諸島居住者連盟のパンフレットと、平成20年度の事業報告書です。

参考8は参照条文です。

あと、横長の紙で今後の予定が入っているかと思います。

○大塚参事官 資料番号は振っておりませんが、こういう形で一番最後に御説明をさせていただきます。

○上野委員 ありがとうございます。それでは、早速北対協より平成20年度業務実績について、おおむね20分程度で御説明いただければと思います。よろしく申し上げます。

○岩崎事務局長 資料2と資料3を使いまして、20年度事業報告、実施報告をさせていただきます。資料が大部でありますのと、資料3の評価項目がかなり項目の数が多いので、できるだけ簡潔に申し上げたいと思います。資料3を中心に報告をさせていただきます。

1ページ、業務の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置という評価の項目になっておりますが、1つは一般管理費の削減目標を立てるという計画がございます。1ページの上段でありますけれども、平成19年度、前中期目標期間の最終年度であります。予算額に対しまして今中期目標期間の最終年度である24年度の末には7%を削減するという目標を立てております。20年度予算で4,423万、決算額でも4,420万という数字になっておりますので、既に19年度に対し予算で5.3%、決算で5.4%という数字になると思いますが、削減ができておりますので、このまま24年度を迎えますと目標が達成できるという見通しがスタートしたと考えております。

削減の手段と内容でありますけれども、実績の欄に幾つか書かせていただきました。1つは整理合理化計画の中で一般管理費でありますので、札幌事務所の移転を行いまして、借料を縮減するという計画を立てられておりました。これを20年10月に実施をいたしまして、約100万強の縮減ができたと考えております。あとは各種マニュアルの有効活用でありますとか、LANによる情報の共有化等々の業務の効率化に努めてございます。

1ページの下段であります。業務経費の節約ということで計画は毎年度、前年度の1%ずつ削減をするという計画でございます。一般業務勘定におきましては事業費予算が前年度19年度4億7,918万に対しまして、ほぼ1%減の479万円を削減して、4億7,439という数字になっておりますので、こちらも目的を達成した。決算額におきましても4億6,386万ありますので、対前年度3.2%程度の削減を実現いたしております。貸付勘定におきましても前年度予算4,127万に対しまして、32万円削減0.8%でありますけれども、決算額では3,470万、1.6%の削減ということで、いずれも1%削減目標は達成できたと考えております。

2ページ目はこの削減の手段、内容でありますけれども、実績の欄にまとめましたが、例えば役職員が出張する際にはできるだけ割引のある航空

券を利用する。あるいは事業でありますけれども、県民会議で事業をしていただくときには、できるだけ公的な施設を使っただく。資料・資材につきましても当協会で一括作成をし、配布をして、可能な限り経費の節約に努めたというのが実績でございます。

3点目であります、給与水準の適正化という観点でございます。これは人事院勧告に準じて、当協会の給与規定の改正もその都度行っております。特にこれも後ほど見直しの関係の資料がございますけれども、いわゆるラスパイレス指数ですが、国家公務員を100にした場合に協会がどのぐらいになるのか。実績に書きましたが90.9という数字でございます。これは独立行政法人になりましてから、ほぼこの数字を全うし、推移をしているところでございます。

2ページの下段、札幌事務所の移転でございます。先ほど申し上げました組織見直しの中の節約項目の1つとして、札幌事務所の移転というものが計画されておりました。10月に移転をしたところでございます。

3ページは契約の関係、原則として競争のある契約を行うという計画でございます。これも後ほど組織あるいは業務の見直しの資料で申し上げますけれども、19年度は随意契約が6件ございました。ちょうど19年度は東京事務所の移転等がありましたので、借家契約に基づいて、ある意味随意契約を結ばざるを得ない作業が幾つかございました。それがありましたことから数が多くなっておりますが、20年度は不落随契2件を含めまして3件ということで、その実績の欄には契約の状況というところで、契約件数12件のうちの1件でございます。

1件というのは随意契約が認められる官報の業務、財務諸表を官報公告いたしておりますけれども、これが契約の中では唯一随契が認められているもの、これが1件ということで、ただいま申し上げました不落随契、競争入札の結果、落札しない契約が2件ございました。これは随意契約の中には含まれておりません。競争契約としてカウントをさせていただいたところでもあります。したがって、19～20年度までは一般競争入札に向けての見直しが進んだものと考えております。

その次の項目であります、これらの実態を監事あるいは会計監査人にチェックを受けているのかということでもありますけれども、これも後ほど申し上げますが、その都度監査あるいは会計法人のチェックを受けたところでございます。

内部統制・ガバナンス強化でございますけれども、実績にも書きましたが、関係法令でありますとか内部規定に関し、日々の業務を徹底して事務を推進するよう、例えば連絡会議の場において職員に注意喚起をするとい

うような方法を使いまして、徹底をしたということでございます。

3 ページの一番下は財務内容の一層の透明化、決算情報・セグメント情報の公表の充実ということですが、これは申し上げていますように監査法人、監事さんの監査を受けた財務諸表、決算報告書などの財政状況のものを、一般業務勘定と貸付業務勘定と当協会は2つの勘定を持っておりますので、両勘定に分けてセグメント情報の公表も官報だけではなくて、ホームページで公表しているというものでございます。

4 ページは国民に対して提供するサービスの質の向上、いわゆる当協会の業務の中心のものでありますけれども、1つは国民世論の啓発に関する事項。ここで数値目標を立てておりますが、全国に設置をいたしております返還要求運動都道府県民会議あるいはその他団体が行う事業は100回以上の水準を保ち、必要な支援をするという計画を持っております。20年度は実績の欄にちょっと細かく書いてありますけれども、合計いたしまして129回ということで、支援額も4,580万という支援を実施したところでございます。数字的には業務は達成できたと考えております。

次のテーマであります。助成に関する支援、審査状況ですけれども、条件は妥当であるのか、審査は厳格に行われたのかということ、これも実績にまとめさせていただいておりますけれども、支援条件は政府の基本的立場に合致している事業であるかどうか、支援対象がただいま申しあげました県民会議の主催あるいは北連協という民間団体の連合体がございしますが、こちらの関係団体の事業であるのかないのか、特に内容は節約を心がけて効率的、効果的な事業の実施が望めるのか望めないのかということ、ポイントをいたしまして、審査をしたというところでございます。

5 ページでありますけれども、2つ目の(イ)で各県民会議が主催をいたします大会がございしますが、それに講師を派遣いたしております。これも計画を立てて実際に実施ができたかできないかという評価がございしますが、20年度におきましては45回という計画を立てました。実施回数といたしましては48回ができておりますので、これも業務は達成したと考えております。

推進委員の配置であります。当協会の理事長の任命で推進委員を各都道府県に1名ずつ配置をさせていただいておりますけれども、この推進委員を使って地方あるいは団体とうまく連絡ができ、事業がスムーズに進められたかどうかという計画でございします。実績の欄に書いておりますけれども、事業方針を伝えるなどしてそれぞれの各事業の推進が進んでいると認識いたしております。また、推進委員にはそれぞれ報告書を求めまして、そこでもチェックをいたしておりますので、推進委員としての役目を果た

していただいていることを確認することができております。

効果的な運用であります。当協会の方から各推進委員には必要な日露関係の情報でありますとか、最新のロシア情勢に関する資料を外務省の力も借りながら資料を収集し、必要な情報として定期的にお伝えをしているということでございます。

6 ページ、評価項目の（エ）で推進委員全国会議あるいは県民会議代表者全国会議、更にはブロック会議等の開催が、予定どおりできたのかできないのかということでございます。それぞれありますけれども、都道府県推進全国会議は毎年4月、県民会議代表者全国会議は毎年秋、ブロック幹事県担当者会議はそれぞれの全国会議の前に必ず開催をする。県民会議ブロック会議は2月と8月は強調月間になっておりますが、6ブロックでそれぞれ時期を見計らっていただいて、県民会議等々の連携を図りながらブロック会議を開催していただいている。

実績の一番下に北連協代表者会議というのがございますが、民間団体と当協会が連携を図っているのかという項目でございますけれども、例年2月あるいは3月に関係の代表の方にお集まりいただいて、事業の相談をするとか、翌年度の事業内容の打ち合わせをする等々で会議を設けているところでございます。

7 ページでございますが、広報の関係です。標語の募集あるいはポスターカレンダーの作成、2月、8月の強調月間における啓発用の懸垂幕の掲出事業を実施しております。これらが予定どおり行われたかということでございますが、標語の募集に関しましては例年でありますけれども、4月1日～9月末日までホームページ、公募専門誌、それから団体の関係広報誌などを使いまして募集をし、はがきやインターネットで応募をさせていただく。20年度には2,952件という数字をそこに書かせていただいておりますが、19年度に比べますと約200件程度減をいたしております。これはまた来年以降の公募に向けて、少し工夫をする必要があるのかなと思っております。

ポスターカレンダーの作成であります。これは例年一般競争を行っておりますが、20年度におきましては7点の応募がございました。その中から1点を採用し、作成を予定どおりしたところでございます。2月、8月の強調月間における懸垂幕、横断幕の掲出であります。20年度におきましては御承知のとおり、7月に北海道の洞爺湖サミットがございまして、例年2月、8月でありますけれども、8月の強調月間のものを1か月前倒しして、サミットに合わせて懸垂幕、横断幕を掲出していただいたということで、これも各都道府県に7～8月いっぱい実施をしていただいたとこ

ろでございます。

この辺の状況は申し上げておりませんが、資料2の事業報告書にそれぞれページを打たせていただいておりますけれども、そこに内容はまとめさせていただいておりますので、後ほど御参照をいただければと思います。

8ページは目で見える広報ということで、当協会は根室地域に3つの啓発施設を設けておりますが、1つは納沙布岬にあります北方館、別海町にあります別海北方展望塔、羅臼町にあります羅臼国後展望塔でありますけれども、展示資料等の充実に努めるとともに、常設している意見箱がございますが、ここの意見を聴取し、展示内容等あるいは来館者のサービスの向上ということで、毎年計画的に改善計画を立てながら、予算要求も行っているところであり、なかなかうまくいって予算はとれないのでありますけれども、執行も含めて可能な限り整備をしているところでございます。

9ページ、啓発事業の2つ目の事業であります。青少年や教育関係者に対する啓発の実施ということで、当協会が20年度からでありますけれども、重点事項の1つとして掲げております青少年、いわゆる後継者育成という言葉を使ってお許しをいただければ、この後継者対策に力を入れるというのが主な事業として掲げておりますが、この一環として実施をしている事業でございます。

1つは評価項目の中に幾つか事業を羅列させていただいておりますが、昭和46年から実施をしております元島民の3世を対象にした北方少年交流事業を、20年度は予定どおり7月下旬に、例年でありますけれども、7名の青少年を東京に招聘をし、総理あるいは特命担当大臣にお会いいただく、あるいは外務大臣、文科大臣にお会いいただいて、その少年たちの島に対する思いをお伝えさせていただくという事業であります。これも例年どおりです。本年も間もなく、来週スタートするところでございます。

2つ目、3つ目ではありますが、平成14年から実施をしております中学、高校生と、中学校の社会科の先生を同時に根室で現地研修会というのを実施いたしております。これが8月中旬。もう一つは大学生を対象にした、同じく根室で開催をいたしております北方領土ゼミナール、これは9月上旬であります。それぞれ計画どおり実施をしたところでございます。実績の欄にやや細かく書いてございますけれども、業務報告書の57～64ページに詳細をまとめさせていただいておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

9ページの下に参加者からの報告書を聴取し、適切に活用されているのかという評価項目がございます。例えば9ページの上段に戻りますけれども、19年度のアンケートの結果、例えば青少年教育指導者の現地研修会

では、各中学生の中学校担当の先生方の研修会でもございますので、教育現場での授業構成案の御相談をいただく場面があるのですが、この時間を増やしてほしいという要望がございました。これらを増やしたところであり、また、大学生を対象にしたゼミナールにおいて、同年代のメンバーから島に渡った同年代の仲間からの直接の報告でありますとか、映像の発表をしてほしいという要望がございました。これも 20 年度にはこの時間を設けまして、実施をしたところがございます。

そのほか報告書の活用でありますけれども、現地研修会参加の中高生が壁新聞を作っておりますが、この資料は各ブロックに帰りまして、各ブロックにおける青少年育成事業を実施いたしておりますので、そこでの展示あるいは派遣をされた学校内に展示をしていただいて、仲間に啓発をしていただいております。先生方には先ほど申し上げました授業構成案を作ってくださいまして、実践をしていただいております。ゼミナール、大学生の報告書は県民会議の大会でありますとか、研修会に配付をさせていただいて、それぞれ活用をさせていただいているところがございます。

もう一つ、北方領土問題学生研究会というのが評価項目の 4 つ目のメニューとして載っておりますけれども、北方領土ゼミナールあるいは 4 島交流に参加をした大学生を中心にして、より深めた領土問題に関わるような、調査研究とでも言うような自主的なテーマを決めていただいて、さらなる理解を深めていただくという事業を持っております。これも 18 年度からスタートをした事業であります、20 年度におきましても予定どおり実施をしたところがございます。

10 ページの下段になりますが、評価項目（イ）というのがあります。北方領土問題教育者会議の関係でございます。これの設立を促進し、必要な支援を行ったかという観点でございます。平成 15 年度から領土問題解決に向けて青少年の啓発、後継者の育成を図るという観点から、学校教育現場の関係者の役割は重要ということで、先生方にお集まりをいただいて教育者会議をつくっていただいて、教育現場で少し充実した領土問題の授業をしていただいております。20 年度には三重県と大阪府の 2 か所で設立をされました。現在 33 都道府県で設置をされております。まだ 14 ほど未設置のところがございますが、引き続き設置に向けて働きかけをしているところです。

この活動状況でございますけれども、業務報告書の 65～72 ページにまとめさせていただいておりますが、後ほどごらんをいただければと思いますけれども、特に 19 年度からスタートをさせていただきました特別事業、例えば県民会議と共同で作文コンテストなどをやる、あるいは学校全

体を実践指定校にして、領土問題の教育実習をしていただこうというメニューをお願いし、支援を申し上げたところではありますが、20年度は最初の特別事業が5校ございました。それから、教育指定校は4道県でありますけれども、7校が実施をしていただいたところでございます。

11 ページでございますが、教育者会議全国会議の開催ということで、なかなか先生方はお忙しいのでありますけれども、例年3月中旬ぐらいの土曜日にこの会議を開きまして、先生方の横の連絡でありますとか、必要な情報をこちらからお伝えをするという会議を開催させていただいております。アンケート調査の結果も実績の欄にまとめさせていただいておりますが、94%の方から有意義であったという評価をいただいているところでございます。

12 ページであります。わかりやすい情報の提供ということで、パンフレットなど啓発資料、資料を作成あるいはホームページも充実しておりますけれども、先ほど少し申し上げましたが、標語募集等々ポスターカレンダーなどを使いまして、多くの国民の目に触れていただいて、幅広い広報を進めているところでございます。

2つ目は協会ホームページの更新ですが、速やかに更新をするとか、必要な情報をホームページでお伝えをする。特に北方館から北方領土返還運動原点の地と言われます根室での取組状況を、毎月メッセージ形式で情報を発信したということと、同じく北方館に4島を見ていただくライブカメラを設置しております。天気によってはなかなか見えないのでありますけれども、これもホームページ上で御利用いただくということで、工夫をしているところでございます。

12 ページの下段に、青少年向けのページをつくるという計画を立てたところでございます。20年度に北方領土キッズコーナーというものを開設いたしました。青少年向けの啓発資料でありますとか、情報をそこで各団体のもも含めて集大成をさせていただいて、使いやすくまとめられたのかなと考えております。

13 ページであります。2つ目の事業であります北方4島との交流事業でございます。交流事業の実施状況、訪問事業を予定どおり実施したかという目標でございますが、実績の欄をごらんいただきたいと思っておりますけれども、当協会の主催で4回計画をいたしまして、すべて実施をし、もう一つの私どもが支援をする団体がございますが、北海道の3か所を対象にいたしました北海道推進委員会というのがございますけれども、その主催事業も5回訪問を計画し、すべて予定どおり実施をしたということでございます。したがって、実施及び支援の回数といたしましては、20

年度計画の9回を実施できたということになるかと思えます。

その効果でございますけれども、意見の聴取でありますとか、意見を次の事業にどう反映しているのかということでもあります。事業の参加者が領土問題の経緯でありますとか、日本の主張について対話、交流の場などにより理解を深められたのではないかと。それから、訪問で得た経験などをそれぞれ所属団体に戻られて、あるいは地元に戻られて、その経験を広めていただいて、県民大会の場などにおいても報告をしていただく。ひいては世論の啓発、要求運動に寄与できたものと考えております。

アンケートも行ってありますが、8割以上の方が有意義であった、4島の現状の理解あるいは相互理解の増進が図られたという評価をいただいているところでございます。

2つ目は14ページの専門家の派遣事業でございます。実施状況ということで教育専門家派遣、これは中学校の社会科の先生と中高生の合同の訪問事業というのを、私どもと北海道推進委員会それぞれ1回ずつ実施しております。先ほど申し上げましたが、これも予定どおり実施をいたしました。先ほどの9回の中にそれぞれ1回ずつ入っておりますので、実施は予定どおり行いました。

2つ目が日本語講師派遣事業というのを当協会が行っておりますが、各島1か月1回ずつ、したがって、3島に対してそれぞれ実施をしたところでございます。これも例年どおり実施ができております。

2つ目の指標でございますが、報告書を提出していただいて、次回どのように役立てたのかということでもありますけれども、例えば13ページの下段になりますが、教育指導者の訪問ということで、どう改善ができたのかということで、そこにちょっとまとめさせていただいておりますが、20年度からは19年度まで各都道府県から推薦された先生の中から団長さん、副団長さんを選んでいたのでありますけれども、20年度からは団の訪問目的をより明確にし、団の行動をよりまとめるという目的から、団長さん、副団長さんを推薦された先生の中から選ぶのではなくて、当方から過去に訪問事業に参加をされた先生方に直接お願いをして、申し上げましたとおり目的を明確にする、効果的な実施をするということから、団長さん、副団長さんは別にお願いをいたしました。

あるいはここに記述してはございませんけれども、県民会議主体の船というのを実施しております。これは今までですと、なかなか準備が整わないまま訪問をするケースがございましたことから、20年度から担当県をあらかじめつくっていただいて、準備など十分できるように工夫改善をしたところでございます。いずれもこれまでに参加をされた参加者の御意見

をいただいて、改善した点でございます。

14 ページにお戻りいただきまして、日本語講師の報告書、報告会の開催ができたのかということでもありますけれども、これもまとめましたとおり報告書も頂戴し、20年度におきましては本年2月になります。報告会を開催していただいて、21年度はちょうどただいま実施いたしておりますけれども、その先生方の経験をもとに4島の状況に合わせたカリキュラムをそれぞれ工夫してつくっていただくなど、改善に努めているところでございます。また、この結果は今年度帰りました先生から御意見を伺って、更に続けていきたいと考えております。

15 ページでございますが、実施団体間の当該年度の実施を基にした検討会を開いたのかということでもございますけれども、20年度交流事業の実施経過を基に、年度末に関係者にお集まりいただきまして総括をし、21年度事業につなげたところでございます。

項目の(3)であります。理事長から少し触れましたけれども、4島交流に使用いたします後継船舶の確保という事業でございます。ここはただいま全部自己評価Aということで、あえて申し上げませんでした。ここだけはB評価で自己評価をさせていただいております。評価項目をごらんいただきますと、平成20年度において民間企業に公募をかけて後継船舶に関する提案を受けた上で、事業者を選定し契約をするという計画になっております。

20年度中におきましては、この公募、選定、企画案を審査していただきます審査委員会を設置し、3回ほど開催をさせていただいたところであります。かなり技術的な内容、仕様と言いましょか、それから、契約内容の専門的な検討をお願いしたことでありますとか、技術的な仕様のまとめの確認をしていただいたということで、時間がずれ込んでおります。本年度4月28日になりましてから公募公告を打ったところでございます。今月29日に入札価格及び企画提案が出てまいりますので、その意味で20年度中に計画を立てたものができなかったということで、しかしながら業務は進めたところがありますので、自己評価はBでお願いをしたいと思います。

16 ページ、調査研究の実施でございます。適切なテーマを選定して調査研究を行ったかということでもございます。実績の欄にまとめさせていただいておりますが、今年度のテーマといたしましては領土だけではなくて、領海あるいは排他的経済水域にも目を当てて、領土問題、北方4島を見るというようなテーマを掲げてはどうかということで、専門の先生に論文をお願いし、ホームページ上で公表をさせていただいたところでございます。

2つ目は、4島の現状を的確に把握することが非常に重要ではないかということもありまして、直接島の新聞を入手し、必要な記事情報として翻訳を行っている。まだ試行の段階的な要素が強いのでありますので、いずれまともになりましたら今年度にもホームページにアップをして、情報を提供してみたいと考えております。島の情報の収集という意味では、訪問事業あるいは受入事業をお願いしている通訳さんがおりますけれども、通訳の方たちにお集まりいただいて、彼らが耳にし、あるいは肌で感じた状況も収集するという事業も行ったところでございます。

下段の元島民に対する必要な援護でございます。第一に元島民が返還要求の重要な役割を果たしているということがございますので、元島民同士の連携の強化、役割の再確認をしていただくということで、1つは北方地域元居住者研修・交流会の開催ということで、これを効果的に予定どおり行ったか。これは4回計画をいたしまして、実績の欄であります、予定どおり開催をさせていただいたところでございます。

17 ページでございますが、元島民の団体が行う署名活動に対する支援でございます。これもそこに支援状況の記載がありますけれども、さっぽろ雪まつりでありますとか、署名用紙の印刷をし、配布し、更には全国で収集された署名の管理をする。20年度におきましては参考のところに書かせていただきましたが、101万2,000人という数字が集まっている。これらはいずれ国会請願法に基づいて国会に請願をする、あるいは内閣総理大臣に対する政府要請をするというところの資料にもなりますということで、例年使わせていただいているところであります。

それから、元島民により構成される団体、資料の説明で千島連盟という団体がございます、参考資料にお配りをしているところでありますけれども、ここに対する資料ということで、この連盟が実施をいたします業務に対しましても支援を行いました。1つは元島民の実際に北方4島で生活をされていた当時の資料、証言の収集ということで、18年度からスタートいたしました、4島の居住地地図ということで、20年度は色丹、歯舞の地図を作成させていただいたところでございます。なかなか高齢化が進んでおりますので、できるだけ今のうちにこういう貴重な資料をまとめていきたいというのが連盟の考え方でもありますので、それを支援したところでございます。

18 ページ、自由訪問。同じく千島連盟が島を訪問する事業、いわゆるふるさと訪問と言っておりますけれども、当時住んでおられた島に元島民の方が訪問をするという事業であります。年間4回の計画をいたしました。天候の関係で日程変更があったところがございますが、4回実施していた

だいたところでございます。これらに対する報告書の提出でありますとか、使い方が次の評価項目にございますけれども、実施概況や団員の手記、名簿、訪問地の実際の地図がまとまりますので、この記録として報告書をつくり、参加できなかったという意味でありますけれども、元島民の方々に配布をし、御利用をいただいているというのが実情でございます。

19 ページ、融資の関係でございます。元漁業権者及び元島民の方に対する生活あるいは事業資金低利融資の事業を行っている業務でございます。まず1つは融資制度の周知のための説明会、相談会の開催であります。平成20年度は4月から死後承継が可能になったということで、融資対象枠が拡大をいたしました。これの周知を目的に計画では10地区での計画を立てましたが、対象者の要望が多いということで、12地区において13回の開催をしたところでございます。計画をより多く実績ができたということでございます。参加人数も20人ほど前年度よりも増加をし、相談件数も増えているという実情がございます。

この説明会とは別に協会広報誌でありますとか、死後承継と申し上げましたが、拡大した対象者と思われる方に、ダイレクトメールを送付あるいは法改正をよりわかりやすく見ていただくためにQ&Aを作成し、広報に努めたところでございます。

20 ページでございますが、貸付業務でありますので、各金融関係との連携の強化はどうであったかという項目でございます。連携の状況であります。漁業協同組合あるいは関係金融機関の担当者との定例的な会議を開催いたしておりますけれども、それ以外に当協会の担当者が積極的に訪問をし、利用者のニーズでありますとか、要望、意見を情報収集することに努めたところでございます。

また、金融機関担当者の事務の円滑化を図るということで、金融機関で御担当をさせていただく初めての方にもわかっていただくために、手引を改正して配付をしたというのが20年度の事業でございます。これら20年度ではトータルいたしますと281名、6億1,900万ほどの貸付けになります。

申し訳ありません、そこに数字がありませんが、農協、漁業協同組合を通じてのいわゆる転貸貸付と言っておりますけれども、これがそのうち109名で3億7,000万。銀行、信金等から委託貸付と言っておりますが、7名で1億1,000万。それ以外は協会が直接融資をしているのが165名になりまして、1億4,000万ほどという実績ができております。報告書の方にまとめておりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

21 ページであります。金融の貸付けでありますのでリスク管理債権ということで、適正な管理ができていますのかどうかということでもあります。

借入者の返済能力、資金効果等を勘案した審査を行っているのかという点では、1つは事業資金。これは過去の生産高・収支実績や資産、負債の状況把握に努めて、必要性などを審査させていただいているというところがございます。

生活資金であります。資金の必要性、使途が明確であるかどうか、それから、年齢的な問題もございまして、勤務状況がどうか、収入状況などという点を審査対象とさせていただいている。どうしても借入者対象者が御高齢になっておりますので、連帯債務者、連帯保証ということで債権保全の強化を行った。これは直接協会の貸出しのみではなくて、先ほど申し上げました組合、金融機関の転貸、委託による貸付けにおいても、同様の措置をとらせていただいているところがございます。したがって、これらを使いましてリスク管理は適正に行っているということでございます。

次に信用リスクの管理は的確かどうかであります。延滞債権督促マニュアルというものを作成いたしまして、20年度におきましては3か月以上の延滞については電話督促、そして、弁護士さんによる文書の督促、更には実態調査を実施し、管理回収に努めたところがございます。

また、時効中断による管理は20年度においてはなかったところがございます。破綻先債権の管理ということでは、連帯債務者あるいは保証人との協議を行って、年度末においては若干の減少の数字が出てきた。ここでは225万6,000円の減少ということで、信用リスクの管理も適切に行っているところがございます。

22 ページでございますが、リスク管理債権額の状況でございます。1つ目は貸付残高に対するリスク管理債権の割合、リスク管理債権比率でございます。全国金融機関の18年度末平均率3.31%以下に抑制するということに対しましては、2.65%でありますので目標をコンマ66ポイントでありますけれども、低く抑えて計画を達成できた。

更生・生活資金につきましては、前中期期間のリスク債権平均残高90%以下に抑制するという計画、目標でありましたけれども、これも65.9%まで縮減ができています。

修学資金であります。これも新規あるいは更新契約時に成人に達した就学者との契約締結の際には連帯債務契約を締結するというので、対象者の80%を目標にしたところではありますが、これも実施、締結ができたという結果が出ております。

住宅改良資金であります。前中期のリスク管理債権平均残高の90%以下に抑制するというのでありましたが、これも76.1%に縮減がされて

いるということで、これも計画に沿って進んでいるという実態になっております。

23 ページの融資業務、研修会の開催であります。先ほど来申し上げました元島民で構成されている千島連盟でありますけれども、15 支部ございます。こちらの代表の方、支部長さん、あるいは推進員等を対象にいたしまして、当該年度あるいは翌年度の融資計画でありますとか、資格等々を報告するあるいは協議をする、支部長・推進員融資業務研修会を5月に開催をいたしておりますが、20 年度におきましても実績の欄にまとめましたけれども、50 名の出席で予定どおり開催をしたところでございます。

24 ページの予算の関係であります。また後ほど財務諸表の中で御報告をさせていただきますので、この段階では一旦保留にさせていただきます。

27 ページ、短期借入金の限度額でございます。これも一般勘定、貸付勘定で限度額を定めております。一般勘定は国から頂戴します運営費交付金がございますが、これの遅れなどによって不測の事態が生じた場合に、5,000 万を限度にして借入が可能ということで定めておりますけれども、借入の実績はございません。貸付勘定におきましては資金繰り状況に合わせて長期の資金借入のつなぎ資金として、14 億円を限度として借入できる計画を持っておりますが、20 年度におきましては13 億 5,000 万円の借入計画を立てましたが、20 年度の貸付けが少なかったことでもありますので、この貸付けに必要な最低限の8 億円の借入を行ったところでございます。

27 ページの重要な財産の処分に関する計画でございます。貸付業務の関係であります。低利資金調達を可能にするということから基金を持っておりますが、10 億円を担保に出している。そこに差入れ先ということで4つの金融機関がございます。北洋に4億、北海道信用漁業協同組合連合会4億円、信金中金に1億円、三菱東京UFJに1億円ということで、いずれも融資取引のある金融機関であります。担保の差入れ額を超える借入をしていることから根担保になっておりますので、いずれも妥当な選定ではないかと考えております。

28 ページ、剰余金の使途でございます。一般勘定、貸付勘定いずれも該当が20年度はございませんでした。

同じく28 ページ「7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項」であります。施設整備に関する計画は該当がございません。

人事に関する計画でございます。独立行政法人になりましてから特に17年度に今までは総務課と業務課という課が残っておりますけれども、

これをやめてスタッフ制にいたしまして、業務に合わせて対応できるような体制にしたところがございます。実は19年度末に1名の定員削減がございましたので、19名が18名に20年度4月からなっております。更に22年度末には1名削減をするという見直しの計画が立っておりますので、実は職員がますます少なくなる中で業務が減りませんので、その業務の担当を回さざるを得ませんので、スタッフ制をとらせていただいたところでございます。

済みません、かなり時間がオーバーしてしまいましたが、業務報告は以上でございます。予算につきましては、また後ほど御説明をいたします。

○上野分科会長 ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして、御質問等ございましたらお願いします。大隈委員、どうぞ。

○大隈委員 先ほども御説明がありましたけれども、15ページで自己評価Bをつけられたところについて一度確認なんです、これは審査委員会が結構時間がかかってしまったために、持ち越しになってしまったという理解でよろしいでしょうか。

○岩崎事務局長 計画は先ほど申し上げました。20年度中に契約をする。それに向けていろんな書類を、これまで内閣府の方で勉強していただいて、作成していただいていたところでもありますけれども、実際に審査委員会を開いて公募をかけようとしたときに、まだ少し足りない専門的な技術的な面が実は生じました。したがって、作業そのものは進めたのでありますけれども、完全に公募をかけるまでの資料ができ上がらなかったというのが1点ございます。

もう一つは、国で開かれる、私どもが指示を受ける協議会というのがあるんですけども、その協議会も開催が少し遅れたこともございます。

従いまして、審査委員会の審査業務が遅れたのではなくて、かなり技術的、専門的な検討に時間を要してしまった。予定以上に見ていただく内容が多かったと御理解をいただければと思います。

○大隈委員 わかりました。ありがとうございます。

○上野分科会長 ほかに御質問ございますか。短時間で消化をしっかりと、疑問点を洗い出すこと自体なかなか難しいので、お帰りになったあとでご覧いただいて、疑問点等々ございましたら事務局の方に御連絡いただければと思います。

それでは、その次の20年度の財務諸表等について、北対協から御説明をお願いいたします。

○岩崎事務局長 続きまして、資料5であります。20年度の財務諸表ということで、実はこの中身が3つの部分からできております。

1～21 ページまでは一般勘定と貸付勘定を一緒にいたしました法人としてのまとまった財務諸表等々でございます。25 ページ以降は一般業務勘定、貸付業務勘定は 43 ページからであります。それぞれ勘定ごとに分かれております。御説明は 25 ページ以降の勘定ごとに結果を御報告したいと思っております。

その前に資料 6 と資料 7 がございますが、各勘定ごとの概要を大まかなところでまとめております。これも後ほど御参照いただければと思っております。項目の説明でありますとか、おおよそどんな経費が入っているのか。それらをまとめさせていただいた資料でございます。後ほど御参考にしていただければと思っております。

一般勘定であります。26 ページに貸借対照表がございます。これは協会の財政状態を明らかにすることから、年度末において協会が有している資産の対応、その調達源泉を表示した資料でございます。

資産の部であります。流動資産と固定資産の 2 つに分けられております。流動資産は現金と預金、翌年度中に費用となる前払費用等々からなっております。前払費用は具体的に申し上げますと、21 年度 4 月分の事務所の借料、年契約しておりますので、その金額の 1 か月分と事務所内の保険料等々でございます。現金と預金は運営費交付金債務、未払金、未払法人税、消費税及び純資産の分の政府出資金の一部、利益剰余金がその中に含まれております。この結果、現預金 5,988 万、前払費用 218 万円を合計いたしますと 6,206 万円が流動資産となります。

固定資産でございます。これも有形、無形、投資その他の資産ということで分かれております。有形固定資産は建物、車両運搬具、工具器具備品と分かれておりますけれども、当協会では 10 万円以上の備品を固定資産として計上をいたしております。まず建物は業務報告でも申し上げましたが、根室地区にあります 3 つの啓発施設、北方館、別海にあります展望塔、羅臼の国後展望塔、そして、事務所の内装設備等がこの中に含まれるところでございます。

車両運搬具は根室市にある啓発バス、それから、根室に連絡事務所を持ってありますが、ここでリースをしております業務用の車両。工具器具備品は現在、全国の主要都市 11 か所に広告塔を持ってありますが、この広告塔の関係のもの。それから、事務所内の備品、啓発施設内の備品等でございます。また、20 年度は新規にデジタル複合機を取得いたしておりますので、これが前年度に比べますと増加をしております。逆に老朽化により除却、償却がございまして、これが若干の数字として出ております。結果、有形固定資産合計は 1 億 9,454 万円という数字を示したところでご

ざいます。

無形固定資産、これはホームページ構築のためのシステムでありますとか、会計システムのソフトウェア、電話加入権ということで、210万円ほどの数字が出ております。

投資その他の資産は本事務所の敷金 2,129 万円でございます。

結果、流動資産、固定資産の合計が 2 億 7,998 万円ということで、これが資産の合計でございます。

これに対して負債の部であります。流動、固定負債の 2 つに区分できるということでございますけれども、流動負債は運営費交付金債務、当該年度の国から頂戴いたします交付金の未使用分。未払金は役職員の社会保険料、一部の業務経費。未払法人税は法人住民税、税金であります。未払消費税は外務省から交流事業のうちで受入事業であります。受託をしております。この受託収入に対する消費税を、それぞれ未払いとして計上させていただきますところでございます。預り金は役職員の住民税、所得税、社会保険料の預り分でございます。短期リース債務は固定資産の車両運搬具でありますけれども、先ほど御説明いたしました根室連絡所のリースの車両の 1 年以内の支払い分でございます。

以上、流動負債が 4,268 万円となっております。

固定負債でございますが、資産見返負債は資産見返運営費交付金で、言い換えれば独法後に取得した資産の減価償却後の残存価格を示しております。長期リース債務は申しあげました根室連絡所の車両の 1 年以上のリース分、支払い分でございます。

以上、固定負債の合計が 2,339 万円、これら結果を申し上げますと流動負債、固定負債の合計 6,607 万円が負債の合計となります。

純資産の部であります。資本金、資本剰余金、利益剰余金の 3 つに区分がされますけれども、資本金は政府出資金 2 億 7,590 万円で、独法ができたときに特殊法人でありましたが、そこから承継された固定資産、現事務所の敷金等が含まれております。

資本剰余金でありますけれども、資本剰余金、損益外減価償却累計額の 2 つに分かれておりますが、資本剰余金は 1 つには独法後に除去した承継資産の累計額を示し、20 年度は 23 万円ほどの除却がされておることを示しているものであります。もう一つは平成 19 年度に事務所を移転いたしました。このときに敷金の差入れがございましたが、旧事務所と新事務所との差額分がございまして、これらを振替えた分を計上したものでございます。これら資本剰余金は 148 万円という数字で示されるところでございます。

損益外減価償却累計額でございます。承継資産の減価償却累計額の数字はありませんけれども、前年度がマイナス 5,508 万円でありましたので、これに比べて 851 万円ほど増加を示しておりますので、結果マイナス 6,360 万となっております。資本剰余金全体ではマイナス 6,212 万円を示しているところでございます。

利益剰余金の 12 万 1,357 円、少し細かく申しましたが、当期末の処分利益であります。先ほど申し上げました外務省からの四島交流（受入事業）の受託収入による利益であります。この扱いにつきましては、この後申し上げますが、財務諸表を承認いただきました後に積立金として利益処分をさせていただきたいと考えている当期の利益でございます。

結果資本金、資本剰余金、利益剰余金を相殺した 2 億 1,391 万円が純資産の部の合計ということで、負債、純資産の総合計で 2 億 7,998 万円となりまして、資産の部の合計と一致をするものでございます。

28 ページでございますが、損益計算書であります。会計年度を通じて運営状況を明らかにするというところで収益と費用集計して、これを差引き利益または損失を計算するという資料でございますけれども、経常費用として北方対策事業、受託事業、一般管理費の 3 つに区分をいたしております。

事業費であります。北方対策事業は国民世論の啓発でありますとか、4 島交流の訪問事業、調査研究等協会の業務としての経費でございます。これが 4 億 6,636 万円。数字はございませんが、前年度との比較では 1,208 万円の増を示しているところでございます。

受託業務費は外務省からの受託収入になりますけれども、20 年度は青森県と愛知県で受入事業を実施いたしました。その所要経費 5,752 万円が受託業務費であります。申し訳ありませんが、前年度の数字は出ておりませんが、前年度との比較をいたしますと 724 万円の増となっております。この増の背景は 19 年度は実は天候が悪くて、択捉のメンバーが参加できなかったことではありますが、20 年度は択捉からも参加をしておりますので、その増でございます。

一般管理費であります。役職員の人件費関係、事務所の賃借料、減価償却費等で 1 億 5,350 万円であります。前年度との比較では 569 万円の減であります。結果、20 年度の経常費用といたしましては 6 億 7,738 万円となったところでございます。

これに対しまして経常収益でございますが、運営費交付金収益、政府受託収入、資産見返負債戻入、財務収益の 4 つに区分をされております。運営費交付金の収益は国から頂戴します交付金でありますけれども、6 億

1,321万円が収益化をした額でございます。政府の受託収入は外務省からの受託でございますが、5,770万。資産見返負債戻入、運営費交付金で購入した資産の当期償却額である資産見返運営費交付金の戻入額830万を示しております。財務収益でありますけれども、当期において発生した預金利息は26万7,000円でございます。そのほか雑益が5,900円あるということでもあります。

結果、20年度の経常収益は6億7,949万円となったところであります。

また、臨時損失199万円がございますが、固定資産で申し上げました広告塔の老朽化ということで、20年度に3基撤去いたしております。この際に要した費用を計上したものでございます。したがって経常費用、臨時損失、経常収益の差12万1,357円が、当期における当協会の利益となっております。先ほど申し上げましたとおりでございます。

29 ページのキャッシュ・フローでございますが、年度を通して協会に出入りしたすべての現金を業務活動、投資活動、財務活動に分けて集計したものでございます。

業務活動によるキャッシュ・フローであります。支出として北方対策事業費、啓発支援費、人件費、受託業務費、その他の業務支出、一般会計から人件費、減価償却を除いたものであります業務支出であります。対して収入は運営費交付金から政府受託収入、その他の収入ということで、預金利息による収入がこの中に入っております。その他、前中期期間に実はこれまで積んでまいりました第一期の中期計画で、預金等々あるいは収益がございましたけれども、トータルいたしますと1億4,275万円ほど第一期で残が出ております。要するに不用額が出たのでありますけれども、独法の悲しいところでこれは全部国庫に返納するというルールになっておりまして、これを返納した数字でございます。

結果、収入と支出を相殺したマイナス1億438万円が業務活動によるキャッシュ・フロー、先ほどの国庫納付の支払額がここで影響しているものでございます。

投資活動によるキャッシュ・フローであります。固定資産の取得、処分による支出ということで、マイナス284万円が投資活動によるキャッシュ・フローを表したものでございます。

財務活動によるキャッシュ・フローでございますけれども、リースの返済、業務用の車のリース料84万円がここで示されております。当期における資金増加額はマイナス1億807万円となりまして、先ほど申し上げました国庫納付による支払額ということが原因で、大きなマイナスになっているところでございます。

30 ページであります。利益の処分に関する書類（案）ということで、損益計算の結果、利益が生じたときは前事業年度から繰り越した損失を埋めて、なお残余があるときはその残余の額は積立金として整理することに通則法 44 条で、その処理の内容が規定をされております。当協会では先ほど申し上げました損益計算の結果、外務省からの受託事業であります受託収入の事業の結果でありますけれども、12 万 1,357 円が当期の利益と申し上げましたが、この処分を積立金にしたいというものでございます。主務大臣の承認を受けた後、積立金とする計画を持っております。ここにまとめさせていただいたものでございます。

31 ページに行政サービス実施コスト計算書がございまして、当協会の業務運営に関して、国民負担のコストがどう数字で表わされるのかというものを整理したものでございます。業務費用は損益計算書上の費用 6 億 7,938 万円に受託事業、預金利息であります財務利益 5,797 万円を相殺した 6 億 2,139 万円が業務費用であります。

損益外減価償却相当額が 875 万円ありますが、承継資産の当期減価償却額であります。

引当外賞与見積額はマイナス 39 万円ですが、これは当期の運営費交付金による財源措置が手当されない場合の本年度増加分を示しております。

引当外退職給付増加見込額は 1,754 万円ですが、これは全役職員が退職した場合に発生するであろうとされる、退職金の本年度の増加分を示したところでございます。

機会費用であります。現在、地方公共団体から無償で借りている啓発施設等の土地、これは 3 つの建物をそれぞれ町、市から無償で借りておりますけれども、仮に有償で借りた場合の費用をそこで計算をし、数字を示しておりますが、一定率を乗じて算出したもの 15 万円という数字が載っております。

政府出資または地方公共団体の機会費用でありますけれども、政府出資金から資本剰余金を控除した額を、10 年物の国債で運用した場合得られるであろう金額というもので、ここで計算をいたしておりますが、国債利回り 1.340 で計算をいたした 292 万円をここに表したところでございます。合わせて 307 万円が機会費用、これらを合計いたしました 6 億 5,037 万円が行政サービス実施コストということで、整理をされるところでございます。

32、33 ページは注記事項であります。附属明細書は後ほどごらんをいただきたいと思います。

一般勘定は以上であります。

続きまして、札幌の方の貸付勘定の御説明をさせていただきます。

○畠平上席専門官 貸付勘定の貸借対照表、44 ページから御説明させていただきます。

資産の部ですが、流動資産と固定資産の2つに区分されております。流動資産の現金及び預金 13 億 6,640 万円。この内訳ですが、定期預金 10 億円、普通預金 3 億 6,623 万円、現金は 17 万円でございます。定期預金の 10 億円は旧法人から引き継ぎました基金でございます。4 機関に預けて担保に供しているものでございます。

貸付金ですが、独立行政法人会計基準によりまして債権区分をすることになってございます。貸付債権の自己査定によりまして区分された債権のうち、流動性の高い一般債権と貸倒懸念債権の合計額 52 億 4,299 万円を、流動資産として計上してございます。これに対しまして貸倒引当金はマイナスで計上しておりますが、1,911 万円を控除したもの、貸借対照表価格は 52 億 2,387 万円となっております。

前払費用は4月分の事務所借料でございます。未収収益 1,352 万円は未収貸付金利息 984 万円と基金 10 億円の未収受取利息 368 万円でございます。未収金 277 万円は年度末に入金が間に合わなかった貸付回収元利金でございます。これを合わせ流動資産の合計は 66 億 726 万円となっております。

固定資産ですが、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産の3つに区分され、有形固定資産は建物と工具器具備品の残存価格 679 万円あります。なお、建物は事務所移転に伴う付属設備でございます。ちなみに可動式間仕切り、スプリンクラー、電気設備でございます。

無形固定資産は敷金、保証金 399 万円、自己査定で区分されました債権のうち、流動性の低い破産更生債権等、これは6か月以上の延滞をしている債権でございます。この1億 1,231 万円を計上しております。これに対して貸倒引当金 8,149 万円を控除したもの、貸借対照表価格は 3,082 万円、固定資産の合計は 4,585 万円、流動資産、固定資産の合計 66 億 5,312 万円が資産総額となっております。

これに対しまして負債の部でございますが、流動負債、固定負債の2つに区分してございまして、流動負債の預り補助金等 4,319 万円は、20 年度に交付を受けた国庫補助金の不要額で、これは国に返還するものでございまして、これについては後ほど決算の方で若干触れさせていただきます。

次に協会が保有する長期借入金のうち、1年以内に約定に基づき返済する長期借入金 12 億 4,650 万円を、流動性の高い負債として流動負債に1

年内返済予定長期借入金として計上し、これ以外の長期借入金は下の固定負債に 35 億 8,730 万円を計上しております。長期借入金の総額は 48 億 3,380 万円となっております。昨年度の残よりも 2 億 5,000 万ほど減少しております。

流動負債に戻りまして未払金は退職手当、これは 3 月末で 1 人退職いたしまして、4 月 1 日に支払いを済ませたものでございます。3 月分の委託手数料、社保料、賃金等を計上しております。未払費用には前約定期日から年度末までの長期借入金の未払利息及び未払委託手数料を計上しております。預り金は職員、個人から預かった社保料、所得税等を計上しております。前取収益は手形貸付金の前取利息分を計上しております。流動負債の合計は 13 億 4,550 万円となっております。

固定負債ですが、資産見返負債は左の有形無形固定資産のうち、新法人に移行後、補助金にて取得した資産の残存価格に対応する科目でございます。これに先ほど説明しました長期借入金を含め、固定負債は 35 億 9,768 万円で、負債合計は 49 億 4,319 万円となっております。

純資産の部ですが、資本剰余金として事務所等の敷金 399 万円を今年度新たに計上しまして、旧法人から承継した基金 10 億円と、同じく引き継ぎました積立金 7 億 592 万円の合計 17 億 992 万円となっております。負債と純資産の合計は 66 億 5,312 万円で、前ページの資産合計と同額となります。

次に 46 ページの損益計算書を説明させていただきます。まず経常費用として貸付業務費、一般管理費、業務費用、これは支払利息でございますが、この 3 つに区分されております。

貸付業務費は人件費の一部、委託手数料等の貸付業務費に要した経費、一般管理費は役職員の人件費関係、事務所の借料、減価償却費等でございます。これに財務費用の支払利息 8,908 万円を加え、経常費用の合計は 2 億 3,073 万円となっております。

これに対しまして経常収益は補助金等収益、貸付金利息、資産見返負債戻入、財務収入の 4 つに区分されております。補助金等収益は国から受けた補助金を収益化したもので、貸付金利息は事業年度期間に貸付金から発生した未収を含めた受取利息でございます。資産見返負債戻入は新法人移行後補助金で取得した資産の、当期償却及び除却額を資産見返補助金等として戻入したものでございます。財務収益は基金 10 億円等の預金利息でございます。経常収益の合計は 2 億 1,796 万円となっております。

次に臨時損失として固定資産除却損が 32 万円でございます。これは使用不能となった備品を除却したものでございます。

臨時利益として貸倒引当金戻入 1,306 万円を計上しておりますが、これは不良債権の改善によりまして回収不能見積額であります貸倒引当金の金額が、昨年度末より 20 年度末の要引当額が減少したことで、その差額を利益として計上したものであります。これに償却債権取立益 2 万 5,000 円でございますが、これを加え臨時利益の合計が 1,308 万円となります。貸付勘定は収支差について補助金を受取る仕組み、利益を出さない収支差補助の仕組みになってございますので、臨時利益と臨時損失の差額 1,276 万円を経常利益にマイナス計上することによりまして、補助金等収益、補助金を 1 億 3,640 万確定し、受入れ、収益化しまして当期利益はゼロとなっております。

以上、損益計算書の説明を終わらせていただきます。

次に 47 ページのキャッシュ・フロー計算書でございます。貸付勘定における会計年度に出入りしたすべての現金を、業務活動、投資活動、財務活動に分けて集計したものでございます。

業務活動によるキャッシュ・フローは人件費、貸付金、委託手数料、その他業務の支出に対し、収入は貸付回収金、貸付金利息、補助金収入のほか、前年度分の補助金精算による返還金の支出等がございました。これに預金利息の受入れと買入金利息の支払いを加え、2 億 5,654 万円が業務活動によるキャッシュ・フローでございます。

投資活動によるキャッシュ・フローですが、1,225 万。これは固定資産取得及び敷金、保証金の差入れによる支出でございます。

財務活動によるキャッシュ・フローは短期及び長期借入れにより、収入と支出を相殺したマイナス 2 億 4,930 万円、この金額は長期借入金残高の減少分と一致いたしますが、この金額が財務活動によるキャッシュ・フローとなっております。

この結果、当期の資金の増加額はマイナス 500 万円、これを前年度繰越金から差し引いた 3 億 6,640 万円が資金期末残高となっております。この金額は貸借対照表の現金、預金から基金 10 億円を抜いた金額と一致しております。

なお、期末預金残高 3 億 6,000 万につきましては、当該年度貸付決定済みでまだ未実行額が 8,800 万円、補助金の国庫返還金が 4,300 万円、新年度当初、4 月に入ってすぐに貸付けが実行される貸付金、資金が 2 億 5,000 万ほどございましたので、これに備えるために必要な金額でございます。

48 ページ、利益はゼロでございますが、処分はございません。

49 ページの行政サービスコストでございますが「I 業務費用」は損益計算書上の費用 2 億 3,105 万円から貸付金利息、財務収益、臨時利益の

自己収入等 9,201 万円を差引いた 1 億 3,903 万円でございます。

「Ⅱ 損益外減価償却相当額」に該当するものは、貸付勘定にはございません。

「Ⅲ 引当外賞与見積額」は当該年度に支給した賞与額と、会計年度内に支払うべき賞与額の期間計算した額の差異を計上したものでございます。

退職関係は先ほど事務局と同じく、全員退職した場合の本年度増加額でございます。

「Ⅴ 機会費用」につきましては、10 億円の基金を運用した場合に得られるだろうという金額でございますが、これは事務局と同じく 10 年物の国債の利回り 1.34%で算出しております、1,340 万円を計上しております、行政サービス実施コストは 1 億 3,925 万円となっております。

以上、雑駁ですが、説明を終わらせていただきます。

○岩崎事務局長 恐縮です。続きまして先ほど評価項目で飛ばしました予算、決算の関係であります、60 ページの決算報告書、61 ページの同じく貸付関係の決算報告書でございます。これもざっと申し上げます。

一般業務勘定であります、収入として国から事業を行うために交付される交付金が 6 億 5,228 万円でございます。中期において発生する預金利息の事業外収入が決算で 27 万 3,000 円ということで、予算との比較 16 万 8,000 円ございましたが、当初見込みよりも少し増えたという結果が出ております。なお、交付金はそのまま決算額にいたしておりますので、差額ゼロでございます。

政府受託収入は決算で 5,770 万でございます。予算との比較で 800 万円の減ということでありますけれども、外務省からの受託で先ほど少し申し上げましたが、20 年度で青森と愛知で受入れをいたしましたけれども、更に 4 島側代表との代表者間協議というものを年度内に実施しようという計画を立てたところであります、これが開催できなかつたところからの減額でございます。実際に 4 島側との代表者間協議は 21 年度に実施をされておりますので、20 年度中には行わなかつたということでございます。これによる減。収入の合計が 7 億 1,025 万円でございます。

これに対しまして支出でございますが、啓発交流事業を行います当協会の北方対策事業費、決算が 4 億 6,932 万円、予算との差は 1,229 万円でございます。これは入札あるいは節約の呼びかけによる、言わば業務経費の効率化を図ったものでございます。

一般管理費でございますが、事務所借料等の事務経費で 2,960 万。予算との比較 2 万円がございまして、これも同じく節約をしたところの数字で

ございます。

人件費でございますが、決算で1億1,717万でございます。予算との差は2,398万円。これは人事交流などによります給与の減を示したものでございます。

受託業務費でございますが、5,752万円でございます。予算との差は818万。収入で申し上げましたが、受託事業が実施できなかったというものでございます。

結果、支出の合計は6億7,362万円ということで、これは366万3,000円の差がございますけれども、若干の収入もこの中に入っておりますが、交付金の不要額が大宗を占めたものでございます。

61 ページの貸付業務勘定の関係でございます。収入といたしまして貸付事業費補助金の差額4,320万円が出ておりますが、これは貸付実績が計画に比べて少なかった。貸付原資である長期借入金あるいはつなぎ資金の短期借入金の、必要額の減少等々からの支払利息の減少などが影響したものでございます。収支差補助金でありますので、予算の不要額になりましたものは年度終了とともに国庫に返納することになっております。一般業務勘定ですと期が終わった、中期が終わったときに精算をするのでありますが、補助金の方は毎年度精算をするものでございます。

貸付金利息の収入の差額は530万円でございますが、貸付けの減少に伴う収入の減でございます。

事業外収入の差額は44万円でございますが、普通預金利率の増に伴うものでございます。

償却債権取立益の差額2万5,000円は償却資産として処理してございましたけれども、債務者から回収ができたものが5回ございますが、これらの合計金額を示しております。

支出でございますが、貸付業務関係経費の差額3,347万円でございます。貸付けの減に伴います必要額の減少による支払利息の負担減を示したものでございます。

一般管理費108万円、人件費45万円の差額がございますけれども、いずれも経費の節約によるものでございます。

雑駁でございますが、以上が20年度の一般業務勘定の財務諸表等々でございます。貸付業務勘定も同じでございますけれども、この財務諸表の62、63ページに私どもは貸付業務を担当いたしますので、協会といたしましては通則法39条に基づきまして会計監査人の監査を受けることになっております。20年度はあずさ監査法人の監査を受けたところであります。その結果につきまして、63ページに頂戴をいたしました監査報告

書を添付させていただきました。また、併せて当協会には二人監事がおりますけれども、監査をしていただいた意見を 62 ページに付けさせていただきました。

財務諸表は以上でございます。

それから、先ほど評価項目の中で予算以外に実は収支計画でありますとか、資金計画の評価項目がございます。評価項目の 24～26 ページまで実績の欄をごらんいただきたいと思うのでありますが、それ以外に資料 8 で数字だけをまとめております。同じような数字ばかりになりますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。時間の関係で御報告は省略をさせていただきます。

以上でございます。

○上野分科会長 ありがとうございます。質問がございましたらお願いします。

○石川委員 すみません、確認があります。この財務諸表の体系は法人単位の財務諸表と勘定別財務諸表に分かれています。これは単純に勘定別の財務諸表の一般業務と貸付業務を足したものが、法人単位になるように作成されているのですか。

○岩崎事務局長 そうです。

○石川委員 これは一般業務と貸付業務は単純に業務別に分けたという理解で、連結と個別に分けたのではないのですか。

○岩崎事務局長 単純に分けました。

○石川委員 単純に業務ごとに分けたと理解すればいいですね。

○岩崎事務局長 先ほど来申し上げていますように、国から頂戴する費用も交付金という性格のものと、収支差補助金という形でいただいておりますので、本来的には少し性格が違ふのでありますけれども、協会全体の姿としては 1 本にまとめるということだと思っておりますので、まとめてあります。内容としては、それぞれの勘定ごとに御説明をしているというのが実態であります。

○上野分科会長 そのほか御質問ございますでしょうか。

こちらの方も先ほどと同様、今後見ていただいて、更に御質問等ございましたら事務局の方まで御連絡いただければと思います。

それから、財務諸表につきましては独立行政法人通則法の第 38 条によりまして、主務大臣が財務諸表等を承認するに際して、評価委員会の意見を聞くことを求められております。つきまして、この関係の御専門であります大隈委員に財務諸表から読みとれる情報から、効率性等について問題がないかどうかということについて御検討いただきまして、次回の分科会

において結果を御報告いただくということをお願いしたいのですが、よろしゅうございますでしょうか。

○大隈委員 はい、かしこまりました。

○上野分科会長 ありがとうございます。続きまして、独立行政法人整理合理化計画等への対応について、北対協より御説明をお願いしたいと思います。

○岩崎事務局長 資料 10 をごらんいただきたいと思います。これもまた大部なもので、時間の関係で概要だけ申し上げたいと思います。

1 枚目でありますけれども、各独立行政法人に見直しをすべきということで義務づけられたものがございます。各委員のお手元に参考 2 というのがございますが、恐縮ですがこちらを少しごらんいただきたいと思います。「独立行政法人整理合理化計画」抜粋という資料でございます。

11 ページをごらんいただきたいと思います。ここに表形式になっておりまして、各法人が見直しをすべきという項目が義務づけられております。当協会といたしましては、事務・事業の見直しとして2つの項目、運営の効率化、自律化という形で1つございます。これを資料 10 の1 ページで、それぞれどうなっているかという措置状況をまとめたところでございます。

事務・事業の見直しであります。1つ目が法人資金について、平成 20 年度当初から貸付を停止ということであります。これはこのとおり、そこにまとめましたが 20 年 4 月から実施を停止したところでございます。

2つ目の住宅新築資金について、次期中期目標期間中、20～24 年度でありますけれども、廃止を含めて検討するという義務がここで課せられております。措置状況であります。これは主務官庁の方針が決定されませんと動けませんので、そちらで決定された後、一定の周知期間が当然必要な措置になりますので、その後この資金についての在り方を決定していこうというものでございます。

運営の効率化、自律化、保有資産の見直しという項目でございますが、平成 19 年度内に東京本部、20 年度内に札幌事務所の移転をして、管理費を削減する。既に実績でも申し上げましたが、19 年 12 月には東京事務局を紀尾井町からこちらに移転をし、昨年 10 月には札幌事務所の移転を終了したところでございます。これが1枚目です。

2枚目ですが、ちょっと項目が多いのでありますけれども、随契の見直しであります。原則として一般競争入札にすべきということで、これも実績の中で申し上げましたが、平成 20 年度の実績といたしましては、別に資料 11 がお手元にあると思います。こちらをごらんいただきたいと

と思いますが、20年度における調達総括表ということで、2、3枚目はそれぞれ12件の内容をまとめさせていただきました。これをまとめるに当たりましては、一定の金額以上の契約が対象になっております。

例えば工事、製造でありますと250万円以上でありますとか、財産の購入ですと160万円以上、物品の借入れは80万円以上、その他の役務は100万円ということで、国の基準であります随意契約が認められる限度といった数字がありますけれども、それ以上の契約金額がどうなったか、どういう契約をしたかというのがこの総括表になっております。

一般競争契約が6件、随意契約が3件、左記以外の随契が3件、合計12件ということでございます。最初の随意契約は2ページ以降を見ていただきますと、企画競争あるいは公募となっております。次の左記以外の随意契約（A）で3件ございます。これも実績の欄で申し上げましたが、随契の形を取りましたのが3件ございます。このうち2件が一般競争入札の結果いわゆる不落になりました随意契約でございます。もう一件は随契が許される官報公告の案件でございます。ここで金額が4,540万円ほどございますが、官報の金額が229万円、不落になりましたのが4,311万円ということで、随意契約の見直しは結果的にどうだったかという御質問になりますと、官報だけを除いてすべて19年度からは改善をしたというお答えを申し上げることになります。

もとに戻っていただきまして2つ目の随意契約、一般競争入札に移行するという義務を負いました計画がございます。交流事業の中の受入れの関係の旅行代理店の契約であります。先ほどの資料で申し上げましたとおり、一般競争入札に移行いたしました。

3つ目でありますけれども、企画競争、公募を行う場合に競争性と透明性を高めるという意味から、より多くの公募者を募るために公募期間の延長をとったところでございます。これらのフォローアップと言いますか、チェックでありますけれども、④でございますが、監事さんの監査、会計監査人の監査を受けたところでございます。あとは先生方の評価をいただくところでございます。

次のページであります。随意契約の見直し。これは該当はございません。

3ページ、保有資産の見直しであります。保有する資産で合理的理由がない土地建物、これは当方は該当はございません。いずれも啓発施設の建物は申し上げたとおり、啓発事業に必要な施設でございます。

保有資産の見直し状況④であります。これも監査を受けたかということでありますけれども、既に見ていただいております。資料12がござい

ますが、保有資産の見直しということでまとめさせていただいております。建物で3つ、広報車で「ハマナス号」ということで、取得年月日、購入額、現在の評価額、利用者の状況、今後の予定ということで、すべて継続扱いでお願いをしております。稼働率もそこに書きましたとおりでございます。広報車「ハマナス号」は根室市に出しているものでありますので、根室市におきましても十分に利用しているという状況でございます。

4ページでございますが、官民競争入札は当方は該当がございません。

5ページでございますが、人件費総額の関係でございます。

①でございますけれども、削減という目標につきましては申し上げましたとおり、19年度末、それから、これから行いますけれども、常勤職員をトータルで2名削るということでございます。役職員の給与に関しましても、国家公務員の給与構造を踏まえて給与規定の改正を行っている。これも別の資料13というのがございますが、20年度におきます給与水準適正化をとりまとめたものでございます。

1つは対国家公務員に対しますラスパイレス指数、申し上げましたとおり90.9、これが独立行政法人になりました15年以来、ずっとこの水準で推移をいたしております。

2つ目が各省事務次官と当協会の理事長との俸給の比較でございます。そこで78.3ということでお示しをした状況でございます。これらの数値は既にホームページ上で公開をいたしております。

もとに戻っていただきまして、5ページであります。②であります。能力・実績主義の活用をしているか。勤務成績に応じた給与の支給になっているのかということですが、当協会は平成15年10月1日に処置済みということで記しておりますけれども、勤務実績に応じた期末、勤勉等々の支給に反映をしているところでございます。これらのチェックも既に監事の監査を受けたところでございます。

6ページ、内部統制・ガバナンス強化であります。目標管理の導入であります。これは所管府省の実施状況を参考にしながら実施を検討している段階でありまして、まだ検討中ということで実施時期はそこには書かせていただかなかったところでございます。

内部統制についての監査法人の指導も改正法があるんだろうと思いますけれども、その状況を見た対応が必要かなと見ております。

エとオでありますけれども、職員の勤務時間、マネジメントの関係の国民の意見募集であります。既に独法になりましたときから、1つは就業規則をつくり、これもホームページ上で公開をいたしております。

もう一つは、これも実績の欄で申し上げましたが、各啓発施設に意見箱

を設置して、あるいは事業に参加をした参加者の意見を聴取して、施設あるいは業務の改善につなげているところがございます。

7 ページですが、人と資金の流れということでエという欄がございます。関連法人への再就職の状況、関連法人との関係でございます。参考 6、7 に千島連盟の資料がございます。こちらに連盟そのものの業務をまとめさせていただいております。当方から千島連盟に対します再就職の状況はございません。

事務補助でありますけれども、20 年度決算におきまして 7,028 万円ほど補助をいたしております。この中身であります、実績で申し上げました北方 4 島居住地図の作成が 1 点、啓発推進活動状況ということで広報誌を発行いたしておりますが、これに対する支援、それから、訪問事業でありますけれども、10 訪問 4 回分の支援、その他の図書の発刊であります。20 年度はちょうど千島連盟の 50 年という記念の年でありました。これの支援を行ったところであります。トータルいたしまして、金額で申し上げました 7,028 万円となっております。

オであります、関連法人への再就職はございません。同じく、これらの状況のチェックであります、監事監査、会計監査人の監査をそれぞれ既に受けたところでございます。

8 ページでございますが、管理会計の活用と情報公開の在り方でございます。これも既に独法になりましたところから管理会計の活用をし、事務・事業の部門別といった単位における費用を明確にし、公表をする。イでございますが、セグメント情報の開示も既に実施をしておるところでございます。

9 ページでございますが、監事監査等の在り方あります。アの下の方でありますけれども、常勤監事を置くよう努めるということですが、現在、本日御出席の非常勤をお願いをしております監事さん 2 名の体制で、監事監査を行っていただいているところであります。当組織は職員も 18 名ということから、そんなに大きい組織ではありませんので、常勤化はいかがかないかと思っております。できますれば、このまま非常勤の体制をお願いをしたいと考えております。

ウであります、随意契約の適正化は既に申し上げたとおりでございます。

監査体制の適切な整備でありますけれども、内部監査の話だと思っております。独立行政法人になりましたから、会計担当、管理グループの職員がそれぞれ適切に対応しているところでございます。

監事の情報交換の場あるいは連携の場ということでもありますけれども、

従前から監事連絡会に御出席をいただき、情報交換をしていただいているところでございます。

10 ページ、外部監査の在り方ではありますが、法人の財務諸表等についての厳格なチェックということで、これは既に申し上げましたとおりでございます。財務諸表でも御意見をいただいているところでございます。

11 ページですが、事後評価の在り方でございます。アの部分でありませけれども、中期目標を定量的な指標を設定して明確に、あるいは具体的に達成度がわかっているのかという御質問でございますが、20 年度におきましてはそこに示したとおりでありますけれども、経費の面では申し上げましたとおりで、今年度中前期の年度末に比べて、7%の一般管理費の削減あるいは毎年度1%の削減をする数値目標を立てておりますが、既にこれも実現できたと思っております。業務におきましても一定の数値目標を持ちました計画は既に申し上げましたとおりで、実施ができたと考えております。

オであります。評価結果を役職員の給与・退職金の水準その他マネジメント体制に反映させるということでありませけれども、特に役員の退職手当について年度評価が勘案され、その額が決定されております。既にこれは私ども専務理事と理事長が交代をいたしました。その際には御評価をいただき、退職金の計算に反映をさせていただいたところでありませ。

12 ページ、情報開示の在り方でございます。情報開示をし、わかりやすく説明をする。私どもは国民世論の啓発が大きな事業でありますので、当然の措置であります。さらなる公表あるいは情報の提供に努めていくということで、職員の意識徹底を図っているところでもございます。

ウェブサイトの情報へのアクセスの容易化ではありますが、それぞれ返還要求運動を実施している団体との相互のリンクも既に実施をいたしておりますので、更に強化をしていくものと思っております。

13 ページであります。国からの財政支出であります。費用の削減ばかりの話になりますけれども、既に18年12月でございましたが、業務の見直し、事務・事業の見直しということで指示を受けまして、私ども協会が恒常的に開催した調査研究会を廃止し、また、国際シンポジウムを定例的に開催いたしておりましたが、随時必要に応じて開催することにいたしまして、交付金の節約をするという見直しをしたところでございます。

契約につきましても既に申し上げましたとおりで、随意契約によることやむを得ないものを除き、競争性のある契約をするということで、既に実施をしたところでございます。

寄附金募集は独法法人でありますので、自己収入を上げるという議論が

ありますけれども、なかなか私ども協会は、寄附金を頂戴するという立場にあるような団体ではありませんので、これはそのとおりゼロということで、ありませんという答えになっております。

最後のものでもありますけれども、横断的事項のうち実物資産関係ということで、これも申し上げましたとおり、それぞれの事務局の移転のことを示し、一般管理費を削減するという目標ではありますが、これも既に実施をしたところでございます。

金融資産の関係であります。貸付業務勘定の中にありますが、現金資産それぞれそのままでもありますけれども、14億円を示しておりますが、それをどういうことに使いますという目標を立てております。3億円が貸付けの原資、6,000万円が未払金、退職引当金にするため、10億円は申し上げましたとおり金融機関への担保として使わせていただいている。残りの4,000万円が預り補助金ということで、これは毎年度残が出ますと、不要が出ますとお返しをする金額ということで、トータル14億円という枠を設けたところでございます。

見直しの関係は以上でございます。よろしく願いをいたします。

○上野分科会長 ありがとうございます。ただいまの御説明について御意見、御質問等ございますでしょうか。今後何かありましたら、これにつきましても事務局の方に御連絡いただければと思います。

それでは、今後の予定につきまして事務局から御説明をお願いいたします。

○大塚参事官 冒頭の資料御説明で申し上げました、資料番号の付されていない「北対協評価に係る日程表」をお出しいただけますでしょうか。もし今、紛れている方はまた改めてお渡しをいたしますので申してください。よろしいでしょうか。

御説明いたします。まず、先生方におかれましては本日の御説明を踏まえていただきまして、本日の資料で申し上げますと資料3と資料4がそのまま評価表の様式になりますので、それぞれその欄に評価を御記入いただきまして、こちらの日程表にも書いてございますが、ほぼ2週間後の7月30日木曜日までに、私どもの方に評価結果をお送りいただければと考えてございます。別途資料9という形で事務連絡で記入依頼の文書を付してございますが、後ほど各先生方に改めて、電子媒体でそれぞれのメールアドレスに評価表を送らせていただきますので、そちらの方に実際に御記入をいただきまして、また電子媒体の形で私どもの方に御返信をいただければと考えております。

そして、次回第18回の分科会を8月7日の金曜日に予定しております。

今日と同じ 16 時からの予定としてございますので、そこまでに 30 日までにお送りいただきました意見を私どもの方でとりまとめまして、資料として御提示をいたしたいと思っておりますので、その場で分科会としての評価の御議論をいただきたいと考えております。

その後、内閣府の独法の評価委員会が 26 日に予定をされておりました、ここで分科会としての評価結果を御報告いただくとなるわけですが、1 点その前に水産分科会というのが 21 日にございます。これは今回御説明した評価のうち、融資にかかる部分が水産庁との共管となっておりますので、この水産分科会の御意見をその部分についてお聞きをする形になります。したがって、場合によって水産分科会の方と異なる評価が出た場合には、その評価の修正もあり得ますので、一応そのような日程になっていることを御承知いただければと考えております。ですので、場合によって何かそこでさらなる若干の修正を経た上で、今、申し上げました 26 日の評価委員会に評価結果を提出するという流れになります。

今後の予定につきましては以上でございます。

○上野分科会長 ありがとうございます。私の個人的な仕事の都合で 8 月 21 日～9 月 5 日まで国外に出ますので、8 月 26 日の内閣府の独法評価委員会の親委員会での報告を渡邊先生に、時々そういうことをお願いして非常に恐縮なんですけれども、よろしく願いいたします。

○渡邊分科会長代理 かしこまりました。

○上野分科会長 ありがとうございます。以上をもちまして予定の議題はすべて終了いたしました。お暑い中、また、御多忙の折、長時間にわたり御審議いただきましてありがとうございました。